

特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 令和8年度 吉富町放課後児童クラブ整備工事設計業務

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 吉富児童クラブ
- (2) 敷地の場所 福岡県築上郡吉富町大字広津665番地1他15筆
- (3) 施設用途 学童保育施設（建築基準法：児童福祉施設等）
（令和6年国土交通省告示第8号別添二第十一号第1類とする。）

3. 適用

吉富町（以下「発注者」という。）が発注する、令和8年度 吉富町放課後児童クラブ整備工事設計業務（以下「本業務」という。）に適用するものとし、受託者（以下「受注者」という。）が遵守すべき事項を定めるものである。

4. 業務の進め方

- (1) 受注者は、業務に先立ち実施スケジュール等を作成し、発注者の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 受注者は、発注者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、発注者との連絡・調整を密にしつつ、本仕様書に則り効率的に業務を進めること。
- (3) 受注者は、適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、その実施に当たっては、進捗状況及び今後の進め方等を発注者に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを行うこと。打合せ後は記録簿を作成し、相互に確認すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、その都度発注者と協議を行い、処理すること。

5. 敷地概要

(1) 敷地の条件

- (a) 敷地の面積 約16,402.33 m² (内、対象箇所約600.00 m²)
- (b) 用途地域及び地区の指定 第一種住居地域
- (c) 建ぺい率 60%
- (d) 容積率 200%
- (e) 防火地域 法22条地域
- (f) 前面道路 町道吉富小学校線 (建築基準法第42条第2項道路)

※別途道路拡幅計画あり

(2) 施設条件

- (a) 延べ面積 約350.00 m²
※66m²以上の支援室を3部屋確保すること。
- (b) 主要構造 地上木造 2階
- (c) 耐震安全性の分類
 - ① 構造体 (Ⅲ類)
 - ② 建築非構造部材 (A類)
 - ③ 建築設備 (乙類又は甲類)

耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年3月29日付国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号)に準ずる。

(d) 建築物エネルギー消費性能の分類

省エネ基準適合の導入を検討する。

省エネ基準適合は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)に規定する建築物エネルギー消費性能基準を満たすものを、誘導基準適合は、基準省令に規定する建築物エネルギー消費性能誘導を満たすものを検討すること。

(e) 外構

駐車場、フェンス、その他一式

(f) 地質調査

地質調査一式

Ⅱ 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（国土交通省令和6年改定）（以下「設計共通仕様書」という。）による。なお、特記仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために性質上必要と思われるものは、受注者の責任において完備しなければならない。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

(a) 基本設計に関する標準業務

- ※ 総合
- ※ 構造
- ※ 電気設備
- ※ 機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備等）

(b) 実施設計に関する標準業務

- ※ 総合
- ※ 構造
- ※ 電気設備
- ※ 機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備等）
- ※ 外構

(2) 追加業務の内容及び範囲

- ※ 概略工事工程表の作成
- ※ 住民説明等に必要資料の作成（法令等に基づくものを除く。）
- ※ 日影図の作成
- ※ 関係法令等に基づく各種申請手続き又は届出業務（申請料は別途とする）
- ※ 活用可能な補助金等の検討及び交付申請手続支援業務
- ※ 町議会への説明資料作成、各種会議への出席・資料提供等の支援

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- (a) 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- (b) 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- (c) 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。

(2) 適用基準等

本業務に福岡県又は国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。

受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

なお、貸与品及び町販されているもの以外は福岡県又は国土交通省ホームページに掲載している。

(a) 共通（年版等）

- ※ 官庁施設の基本的性能基準(令和 6 年版)
- ※ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成 25 年版)
- ※ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準(平成 8 年版)
- ※ 木造計画・設計基準(令和 6 年版)
- ※ 木造計画・設計基準の資料(令和 6 年版)
- ※ 官庁施設の環境保全性基準(令和 7 年版)
- ※ 官庁施設の防犯に関する基準(平成 21 年版)
- ※ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準(平成 18 年版)
- ※ 福岡県福祉のまちづくり条例手引き書(平成 28 年版)
- ※ 福岡県建築設計業務等積算基準(令和 6 年版)
- ※ 公共建築工事標準単価積算基準(令和 7 年版)
- ※ 公共建築工事積算基準等資料(令和 7 年版)
- ※ 営繕工事積算チェックマニュアル(令和 7 年版)
- ※ 建築物解体工事共通仕様書(令和 4 年版)

(b) 建築（年版等）

- ※ 建築工事設計図書作成基準(令和 2 年版)
- ※ 建築工事設計図書作成基準の資料(令和 2 年版)
- ※ 敷地調査共通仕様書(令和 4 年版)
- ※ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和 7 年版)
- ※ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和 7 年版)
- ※ 公共建築木造工事標準仕様書(令和 7 年版)
- ※ 建築設計基準(令和 4 年版)
- ※ 建築設計基準の資料(令和 4 年版)
- ※ 建築構造設計基準(令和 3 年版)
- ※ 建築構造設計基準の資料(令和 3 年版)
- ※ 建築工事標準詳細図(令和 4 年版)
- ※ 構内舗装・排水設計基準(平成 27 年版)
- ※ 構内舗装・排水設計基準の資料(平成 27 年版)

(c) 建築積算（年版等）

- ※ 公共建築数量積算基準（平成 29 年版）
- ※ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（令和 4 年版）
- ※ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）（令和 4 年版）

(d) 設 備（年版等）

- ※ 建築設備計画基準（令和 3 年版）
- ※ 建築設備設計基準（令和 3 年版）
- ※ 建築設備工事設計図書作成基準（令和 3 年版）
- ※ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和 4 年版）
- ※ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和 4 年版）
- ※ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和 4 年版）
- ※ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和 4 年版）
- ※ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和 4 年版）
- ※ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和 4 年版）
- ※ 雨水利用・排水利用設備計画基準（平成 28 年版）
- ※ 建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター2014 年版）
- ※ 建築設備設計計算書作成の手引き（（一社）公共建築協会（令和 3 年版）
- ※ 空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン
（平成 22 年版）

(e) 設備積算（年版等）

- ※ 公共建築設備数量積算基準（平成 29 年版）
- ※ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（平成 30 年版）
- ※ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）（令和 3 年版）

(3) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

なお、下記(a)、(b)、(d)及び(e)について、技術提案書に記載があり、その内容に変更がなければ提出を省略できる。

(a) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、類似業務の実績及び手持業務の状況

(b) 各主任担当技術者（管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括

する役割を担う者をいう。)の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、類似業務の実績及び手持業務の状況

(c) 担当技術者の分担業務分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、類似業務の実績(担当技術者を配置する場合)

(d) 協力事務所(協力者のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所をいう。以下同じ。)の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容(協力事務所がある場合)

ただし、主たる分担業務分野(積算に関する業務を除く。)を再委託しないこと。

(e) 追加する分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由、主任担当技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、当該分野における業務の実績及び手持業務の状況(総合、構造、電気設備及び機械設備以外に分担業務分野がある場合)

(f) プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

(4) 管理技術者及び主任担当技術者の資格要件

業務の実施に当たっては、次の資格要件を有する管理技術者及び主任担当技術者を適切に配置した体制とする。

(a) 管理技術者(統括責任者)

管理技術者の資格要件は次による。

なお、受注者が個人の場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

・ 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士

(b) 主任担当技術者

主任担当技術者の資格は一級建築士とする。なお、総括責任者と意匠担当技術者は兼務することができる。

(5) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する

(a) 業務着手時

(b) 監督職員又は管理技術者が必要と認時

(c) その他

(6) 成果物等の情報の適正な管理

(a) 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、成果物等の情報を適正に管理する。

なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。成果物等とは、

- 1) 業務の成果物（未完成の成果物を含む。）
- 2) その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。

① 発注者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等含む）しない。

② 業務の履行のための協力者等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。

③ 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。

④ 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されるとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。

(b) 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。

(c) 上記 (a) 及び (b) の規定は、契約終了後も対象とする。

(d) 上記 (a)、(b) 及び (c) の規定は、協力者等に対しても対象とする。

(7) その他、業務履行に係る条件等

(a) 履行期間：契約日の翌日から令和8年8月10日

(b) 成果物の提出場所：吉富町子育て健康課

(c) 成果物の取扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(d) 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ① 写真は、町が行う事務並びに町の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ② 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）
 - 1) 写真を公表すること。
 - 2) 写真を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。
- (e) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - ① 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
 - ② ①により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
 - ③ ①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
 - ④ 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

3. 成果物, 提出部数等

成 果 図 書	提 出 部 数	適 用
(1)基本設計		
a. 建築（総合） ・ 建築（総合）基本設計図書 計画説明書 仕様概要書 面積表及び求積図・敷地案内図 配置図（外構含む） 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） ・ 工事費概算書	印刷物 2 部及び 電子データ	A 3 版に製本
b. 建築（構造） ・ 建築（構造）基本設計図書 構造計画説明書 構造設計概要書	印刷物 2 部及び 電子データ	A 3 版に製本
c. 電気設備 ・ 電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書	印刷物 2 部及び 電子データ	A 3 版に製本
d. 機械設備 ・ 機械設備基本計画 機械設備計画説明書 機械設備設計概要書	印刷物 2 部及び 電子データ	A 3 版に製本
e. その他 ・ 透視図、もしくは模型 ・ 関係法令チェック表	印刷物 2 部及び 電子データ	A 3 版に製本

成果図書	提出部数	適用
(2)実施設計		
a. 建築（総合）	印刷物 2 部及び	A 3 版に製本
・ 建築（総合）実施設計図書	電子データ	
計画説明書		
特記仕様書		
面積表及び求積図・敷地案内図		
配置図（外構含む）		
平面図（各階）		
断面図		
立面図（各面）		
矩計図		
展開図		
天井伏図（各階）		
平面詳細図		
建具表		
部分詳細図		
工事費概算書		
各種計算書		
その他確認申請に必要な図書		
b. 建築（構造）		A 3 版に製本
・ 建築（構造）実施設計図書		
詩要書		
基礎伏図		
床伏図		
はり伏図		
小屋組図		
構造基準図		
伏図（各階）		
軸組図		
部材断面表		
部分詳細図		
構造計算書／壁量計算書		
工事費概算書		
その他確認申請に必要な図書		
c. 電気設備		A 3 版に製本
・ 電気設備実施設計図書		

仕様書		
配置図		
受変電設備図		
幹線系統図		
伝統、コンセント図		
動力設備平面図		
通信・情報設備系統図		
火災報知等設備系統図		
屋外設備図		
工事費概算書		
その他確認申請に必要な図書		
d. 給排水衛生設備		A 3 版に製本
・ 給排水衛生設備実施設計図書		
仕様書		
配置図		
給排水衛生設備配管系統図		
給排水衛生設備配管平面図		
消化設備系統図・平面図		
その他設置設備設計図		
屋外設備図		
工事費概算書		
その他確認申請に必要な図書		
e. 空調換気設備		A 3 版に製本
・ 空調換気設備実施設計図書		
仕様書		
配置図		
空調設備系統図		
空調設備平面図		
換気設備系統図		
換気設備平面図		
その他設置設備設計図		
屋外設備図		
工事費概算書		
その他確認申請に必要な図書		
f. その他	印刷物 2 部及び	A 3 版に製本
・ 透視図、もしくは模型	電子データ	
・ 外構計画図		

(注)： 建築（構造）、電気設備及び機械設備の成果物は、建築（総合）基本設計・実施設計の成果物の中に含めることができる。

： 各設計図は、適宜、追加してもよい。また各設計図は監督職員と協議の上、削除することができる。

： 提出形態及び判の大きさが特記されていないものは、監督職員と協議し決定とする。

： 「データ提出」が特記された成果物等は、電子媒体（CD-R等）に格納し提出すること。また、電子納品の対象とし、電子納品に当たっては、「(1)電子データについて」によるものとする。

： 成果物のデータファイル形式は、原則として「PDF形式」とする。

： 電子媒体（CD-R等）の提出部数は2部とする

(1) 電子データについて

電子媒体（CD-R等）により提出する場合は次による。

(a) 電子納品の対象となる各成果物のファイル形式は、監督職員と協議し決定とする。

(b) 各成果品を格納した電子媒体（CD-R等）は、必ずウイルスチェックを行う。

ウイルス対策ソフトは新しいウイルスに対応できるものを導入し、常に最新の状態を保ち、最新のウイルス定義でチェックする。

ウイルスチェックは、ウイルス存在の有無の確認・駆除を確実にを行うため、電子媒体に格納前のハードディスク上及び格納後の電子媒体上の計2回行う。